

消費者教育推進法及び基本方針について

法の基本的施策

義務	国	学校における消費者教育の推進 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ●発達段階に応じた教育機会の確保 ●教育職員対象の研修の充実 ●実践的な消費者教育のための学校内外の人材の活用
	地方公共団体	大学等における消費者教育の推進 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ●学生等の被害防止のための啓発等の促進 ●教職員等への研修の機会の確保や情報提供等
	地方公共団体	地域における消費者教育の推進 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障害者の支援者への研修や情報提供 ●社会教育施設等での消費生活センターが収集した実例の活用
	地方公共団体	人材の育成等 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談員等への研修の実施 ●大学や消費者団体等の自主的な取組の促進

努力義務	国	教材の充実等 (第15条)	●有効活用される教材の開発と効果的な提供
	国	調査研究等 (第17条)	●大学や研究調査機関等と協力した消費者教育の内容や方法の調査と成果の普及活用
	地方公共団体	情報の収集及び提供等 (第18条)	<ul style="list-style-type: none"> ●先進的な取組に関する情報の収集や提供 ●(国)被害防止のための消費者特性を勘案した消費者教育への収集情報の反映
	地方公共団体	都道府県消費者教育推進計画策定 (第10条)	●国の基本方針を踏まえ策定 (地域協議会があれば、協議会の意見を聴いて計画策定)
	地方公共団体	消費者教育推進地域協議会の設置 (第20条)	<ul style="list-style-type: none"> ●構成員相互の情報の交換及び調整 ●計画への意見 (消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センター、その他の関係機関で構成)
消費者団体	自主的な活動や協力 (第6条)	●消費者団体等との連携を通じた消費者の知識の向上	
事業者団体	施策への協力と自主的な活動 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の施策に協力や自主的な活動 ●消費者に有用な知識の提供 	
事業者団体	消費者教育の支援 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ●従業者に対する研修の実施 ●消費者団体等の活動に対する援助 	

基本方針

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進

様々な場での推進	<ul style="list-style-type: none"> ●学校(小・中・高校、大学・専門学校等) ●地域社会(地域、家庭) ●職域
人材(担い手)の育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高校・大学等の教職員 ●消費者団体、NPO、地域福祉関係者 ●事業者・事業者団体等 ●消費者
資源等	<ul style="list-style-type: none"> ●教材等の作成、活用 ●調査研究 ●情報収集・提供



消費者教育の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県消費者教育推進計画等)

第10条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画(以下この条及び第20条第2項第2号において「都道府県消費者教育推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第20条第1項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。

(消費者教育推進地域協議会)

第20条 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。

3 前2項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

消費者教育の推進に関する法律 よくある質問と回答

【問】 消費者行政に関する審議会が既に存在している。そのようなものとは別に、消費者教育推進地域協議会を組織しなければならないか。

【答】 推進法でいうところの消費者教育は、消費者基本法にその根拠を置いている(消費者基本法第2条、第1条)。このため、消費者政策全般を検討する消費生活審議会等と、地域協議会とは全く別の行政分野を対象としているわけではなく、重なる部分は当然にある。そのように考えると、既存の組織を活用し、審議会・協議会にこの地域協議会の機能を付加させるような方法も考えられる。

ただし、その場合にも、推進法の趣旨に沿って、第20条第1項で規定する幅広い分野からその委員を選定することが必要である。

【問】 地域協議会には、法第20条第1項に列挙されている者を、全て含めなければならないか。

【答】 法第20条第1項では、「消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する」と規定している。国の消費者教育推進会議(法第19条第3項)の規定ぶりとは異なるものの、その所掌事務は国の推進会議と都道府県・市町村の地域協議会とは異なる。ここでも消費者教育の推進について充実した情報交換等ができるように、幅広い立場の者を地域協議会委員とすることを趣旨としている。その趣旨にかなうよう、委員を構成することが求められている。

【問】 消費生活審議会は、法第20条第1項に列挙されるその他の委員の要件は満たしているが、消費生活センター及び消費者行政担当職員は委員となっておらず、事務局として出席している。このような審議会に地域協議会の機能を付加できるか。

【答】 「消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する」会議体に、事務局として参加している場合については、明確に記載されていない。

地域協議会の構成員に消費生活センターを加えた趣旨は、現実起こっている消費者トラブルや消費生活の動向を把握している者が関わることで、より現実的な内容で消費者教育を実践することができる点にあると考えられる。こうしたことを踏まえると、消費生活センターの職員が地域協議会の場で発言する機会が持てるのであれば、実質的には地域協議会の役割を担うことができると考える。